

令和3年度（2021年度）久里浜中学校 部活動に係る活動方針

第1 部活動指導の目標

- (1) 学校の教育活動の一環として、豊かな人間性を育む指導・運営体制を構築する。
- (2) 部活動の特性を生かし、バランスの取れた学校生活を送れるようにする。
- (3) 教育課程との関連を図り、生徒の自主性・自発性を育てるよう、指導を工夫する。

第2 部活動運営方針

1 指導・運営体制

(1) 部の設置

各部に所属する生徒数や教員数、部活動技術者の派遣状況、部活動指導員に配置等を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正数の部を設置する。

(2) 指導体制

ア 部活動顧問の決定に当たって、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体として適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

イ 新たな部は設置しないが、大会等への参加を希望する生徒がいる場合の対応については、毎年度確認し、校長が判断する。

2 適切な指導の実施

(1) 部活動の実施に当たっては、次の点に留意する。

ア バランスのとれた学校生活への配慮等を含めた生徒の心身の健康管理

イ 事故防止の徹底（活動場所における施設、設備の点検、安全対策等）

ウ 体罰やハラスメントの根絶の徹底

(2) 部活動の顧問は、適切な部活動を推進するため、年間活動計画、月別活動計画、月別活動実績を作成し、校長に提出する。

(3) 活動時間や活動場所、年間の経費等については、保護者・生徒に明示し理解を得る。

3 休養日等の設定

オーバーユースや持続的な負荷によって発症する障害、バーンアウトなどを予防するとともに、成長期にある生徒が運動、食事、休養及び睡眠のバランスをとれた生活を送ることができるよう、適切な休養日等を確保する。休養日等の設定については、以下の基準とする。

- (1) 週当たり2日以上 of 休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週休日」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週休日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の週休日に振り替える。)
- (2) 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、週休日及び学校の休業日は3時間程度を原則とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- (3) 朝練習は、週当たりの活動時間が平日放課後や週休日等の活動時間と合わせて16時間を超えない範囲の中で、生徒の健康面に配慮しながら計画的に実施する。また、週休日に活動した場合の翌月曜日は実施しないこととする。
- (4) 校長は、上記の基準を踏まえ、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う。また、地域や学校の実態を踏まえ、定期試験前後の一定期間等、部活動共通、学校全体等の活動休養日を設けるなどの工夫をする。

なお、各部活動によって、練習場所、公式戦やコンクール等の時期等の条件により、統一的・定期的な休養日を設定することが難しい場合については、月間単位、年間単位で柔軟に設定する。この場合、月間では、平日及び週休日にそれぞれ少なくとも1日以上 of 休養日を設けること、また、単一年度内に、平日及び週休日それぞれにおいて少なくとも52日以上に相当する休養日を設けることとする。

4 大会等の参加

週末等 to 開催される様々な大会・試合・コンクール・地域行事等への参加については、生徒の教育上の意義や、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないことを考慮する。

校長は、上記を踏まえ、学校の部活動が参加する大会等を精査する。また、こうした取組を推進することについて、保護者や地域の理解と協力を促す。

令和3年度（2021年度）横須賀市立久里浜中学校 部活動年間計画

1 指導目標

本校の特色を生かしながら、部活動の環境を整えるとともに、次の点を重視しながら最適な活動が行えることを目指します。

- (1) 学校の教育活動の一環として、豊かな人間性を育む指導・運営体制を構築する。
- (2) 部活動の特性を生かし、バランスの取れた学校生活を送れるようにする。
- (3) 教育課程との関連を図り、生徒の自主性・自発性を育てるよう、指導を工夫する。

2 指導方針

- (1) 顧問間で連携を図り、指導法の研修に努め、効果的で効率的な活動を実践する。
- (2) 年間を通じて、見通しを持った計画的な指導を行う。また、生徒や保護者とその計画を共有する。
- (3) 生徒の自主的、自発的な活動であることを踏まえ、部長会など生徒組織を有効に機能させる。
- (4) 「横須賀市が設置する学校に係る部活動の方針」と「横須賀市立久里浜中学校部活動に係る活動方針」に則り、各顧問はその指導について絶えず見直し、改善すべき点は速やかに改善する。

3 指導体制

- (1) 顧問長は校務分掌上に位置付け活動の全般を司る。
- (2) 運動部、文化部それぞれに代表者1名をおき、活動場所の調整等を行う。

運動部

部活名	顧問名	部活名	顧問名
陸上	村元 渡邊(克)	サッカー	河野 岡島
野球	篠木 坂爪	体操	秋本 綾部
ソフトテニス	星山 宮崎 菊池	バドミントン	志賀 小島
卓球	伊藤 高辻	剣道	長島 郡司 梅田
バスケットボール	木戸岡 長谷川 角田	水泳	上原 草地
バレーボール	清川 宮永	個人参加競技	
柔道	永山 鎌田		

文化部

部活名	顧問名	部活名	顧問名
吹奏楽	遠藤 南澤 安部	科学	川田 西村
演劇	浅間 濱	家庭科	市川 玉澤
生花	青木 小林	美術	渡邊(美) 土井

4 年間活動計画

- (1) 各部ごとに作成する。
- (2) 年間計画をもとにして、月間活動計画を作成する。

5 久里浜中学校 部活動規約

第1章 入部・退部について

- (1) 入部を希望する生徒は、保護者の了解を得て入部届けを学級担任に提出して印をもらい、その後顧問に提出する。入部届けは年度ごとに提出する。
- (2) 退部を希望する生徒は、保護者の了解を得て退部届けを顧問に提出し、了承を得る。その後学級担任に報告をする。
- (3) 新入生は、4月の仮入部期間に複数の部活動に体験参加することができる。なお、1日に一つの部の見学あるいは参加を基本とし、一日に複数の部活動に仮入部することはしない。また退部後、新たな部に入部したいときは、1週間程度の仮入部期間を顧問の判断でもうけることができる。

第2章 活動日について

- (1) 週当たり2日以上 of 休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週休日」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週休日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の週休日に振り替える。)
- (2) 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、週休日及び学校の休業日は3時間程度を原則とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- (3) 朝練習は、週当たりの活動時間が平日放課後や週休日等の活動時間と合わせて16時間を超えない範囲の中で、生徒の健康面に配慮しながら計画的に実施する。また、週休日に活動した場合の翌月曜日は実施しないこととする。
- (4) 校長は、上記の基準を踏まえ、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う。また、地域や学校の実態を踏まえ、定期試験前後の一定期間等、部活動共通、学校全体等の活動休養日を設けるなどの工夫をする。

月	終了	完全下校
夏期(3~9月)	17:45	18:00
移行期(2・10月)	17:15	17:30
冬期(11月~1月)	17:00	17:15

第3章 活動時間について

- (1) 平日について
 - ① 朝練習については、年間を通して7:30~8:15とする。活動日は週4日以内で行うこととする。また活動は7:20以前には行わない。
1年生については、6月より朝練習参加可とする。
 - ② 放課後の活動は、右表のように活動時間を定める。
 - ③ 学期末・学期はじめの短縮日課期間については、その都度定める。
- (2) 冬期に公式大会等がある場合は、大会1週間前より30分の活動時間延長が認められる。
- (3) 長期休業中の活動時間については別に定める。

第4章 活動全般について

- (1) 活動中の生徒は、下校・帰宅まで顧問の指導のもとに活動する。顧問が出張等で不在の場合は、他の先生に活動をお願いするか、活動なしとする。
- (2) 活動は部で責任をもち、事故やけが、破損を未然に妨げるよう常に努力する。また、万が一起こった場合は速やかに顧問、教師に連絡をとる。
- (3) 完全下校の時間をしっかりと守るようにする。部長は責任を持って部員を下校させる。また下校前に顧問の先生と連絡をとって、ミーティング後に下校するものとする。
- (4) 貴重品は持ってこない。ただし、特別な事情で持ってきたときは、必ず部でまとめ、顧問に預ける。
- (5) 各部員の校外活動は、入部届を提出することで承諾するものとする。
- (6) 3年生の引退後の活動については以下の通りとする。

○受験前の活動について

部活動の内容が受験に必要な場合、スポーツ推薦として顧問との確認が取れている生徒は活動を継続することを認める。ただし、スポーツ推薦の区分ではないが、顧問間で確認のされている生徒は、学年・担任・顧問の許可を得て参加可能することが認められる。その場合、必ず保護者と相談の上、参加することとする。

○受験後の活動について

対象者は、3月に演奏会が予定されている吹奏楽部、3月に公式戦がある部の生徒、スポーツ推薦者、スポーツ推薦の区分ではないが顧問間で確認がされている生徒は、顧問、担任、保護者と相談の上、参加を認める。

・3年生の引退後の部活動参加するにあたっての確認事項

- ① 部活動参加については、本来1・2年生中心の活動の場となっていることから、練習の流れを妨げたり、自己中心的な活動になったりしないことを守り参加すること。
- ② 高校入学までに、部活動だけではなく、学習に取り組む姿勢も大切にすること。授業や家庭学習、課題提出など、今まで以上に努力すること。
- ③ 学校や部活動のルールを必ず守り片付け、終わりのミーティングなどにも毎回参加し、1，2年生の模範となる行動すること。

第5章 服装・更衣等について

- (1) 校内の活動の服装については、本校指定のジャージ・半袖体操服・ハーフパンツとする。ただし、部内で揃えたジャージ・ユニフォーム・Tシャツ等は可とする。また、朝練習時の登校及び放課後の活動後の下校時にはジャージ着用を可とする。
- (2) 冬期の防寒着については、部で揃えたウィンドブレーカーの着用を許可する。

- (3) 休日の活動については、原則的に部活動として校内で行うときは上記に準ずる。また校外での活動については、上記を基本とするが、専門部等で確認のある場合においては顧問の判断に委ねる。
- (4) 更衣は、部室（またはそれに準ずる活動場所）で行う。
- (5) 活動場所に荷物を持っていき、一般下校時間以後は教室には戻らない。
- (6) 部活動終了後、体育着・ジャージ・体育館履き等の個人荷物は原則持ち帰る。また、教室に戻ることは禁止する。（翌日、体育等で使用する場合は持ち帰る。）
- (7) 部活動で使用する個人的な用具は、原則として教室や下駄箱には置かない。

第6章 昼食について

- (1) 短縮日課時の昼食は、原則として自クラスの教室でとるものとする。また、昼食を購入するのは登校時とし、昼食時には校外には外出しない。昼食で出たゴミ類は各自持ち帰って処分する。
- (2) 年間を通して、水・茶・スポーツドリンクを水筒に入れて持参してもよい。
- (3) 飲む時間は、特別時期（体育祭等）を除いて部活動活動時間帯のみとする。
- (4) 休日・長期休業中に限りペットボトルの持参を認める。水筒の補充の為とする。中身は水・茶・スポーツドリンクのみでそれ以外は認めない。また、活動中に買いに行くことは禁止する。

第7章 部費について

- (1) 徴収部費は、部員一人につき月額300円、年額3,600円を上限として徴収できる。
- (2) 生徒会からの部費予算については、年度当初にその配当の仕方について顧問会で確認する。

第8章 活動場所について

- (1) 活動場所の鍵は必ず毎回かけ、活動時間外は職員室で管理をする。また、鍵を使用する場合はノートに必要事項を記入する。体育館や倉庫等の鍵は必ず活動終了前に所定の場所に戻す。また、戸締まり消灯を必ず確認する。原則として顧問不在時は鍵を受け取ることはできない。
- (2) 清掃を定期的に行い、常に美化安全につとめる。また、大掃除を年2回行う。
- (3) 活動に不要物を持ち込まない。

- (4) 破損や事故を未然に防ぐよう心がける。万が一の場合は速やかに顧問教師に連絡をする。
- (5) 部室使用については、以下の使用規定によるものとする。規定に反したり、目的外使用をした場合は、部室の使用を禁止する。
- ① 部室開放は活動時間内と、朝7：20～8：20までとし、それ以外は開けない。顧問が校内に不在の場合も開けない。活動時間内であっても使用しない時は鍵をかけ活動場所で管理をする。
 - ② 部室内での飲食はできない。
 - ③ 高価な用具の保管をしない。
- (6) 運動部の練習場所として校舎を使用する場合は以下のことに留意する。
- ① 一般生徒との接触により事故とならないよう配慮する。
 - ② 破損につながるような用具を使った練習はしない。
 - ③ 会議をしている部屋の階では練習しない。
 - ④ けがにつながる危険性のある練習はしない。
 - ⑤ 活動場所の戸締まりを確認してから活動を終える。
- (7) グランド使用については以下のことに留意する。
- ① 雨天の後など状況を適切に判断して使用する。あいまいな状況の場合は必ず顧問の判断を仰ぐ。
 - ② 活動終了後、使用した範囲のグランド整備を必ず行う。
 - ③ スパイク等で舗装された部分を歩くことはなるべく避ける。
 - ④ スプリンクラーの使用は顧問の判断で顧問が行う。
 - ⑤ 民家が近いことに留意して活動をする。
 - ⑥ 雷雨や雷、警報が鳴ったときは速やかに活動をやめ、避難する。
- (8) 体育館使用については以下のことに留意する。
- ① 体育館専用のシューズを使用し、トイレ使用時のはきかえを徹底する。
 - ② 活動終了時に必ずモップをかけ、倉庫内の整理整頓をする。

第9章 合宿について

- (1) 校外合宿については、以下の規定により実施する。
- ① 顧問は校外合宿実施要項（目的・期日・活動場所・宿泊場所・費用等が明記されていること）を作成し、職員会議に提出する。学校長の承諾を得る。
 - ② 参加する生徒の保護者から、学校長宛の「校外合宿参加承諾書」を提出する。
 - ③ 「校外活動届出書（市教委指定書式）」を市教委宛に提出する。
 - ④ 引率および指導については、顧問が責任を持って行うこととするが、参加生徒数や活動内容により教員の人数が必要な場合は、顧問会に依頼する。
- (2) 校内合宿については、上記に準じた手続きを経て実施することとする。

第10章 補足

(1) 以上の規約に違反したときは、顧問会または顧問長の判断で部の活動を停止することがある。

(2) 以上の規約は、令和2年度末に一部改訂し、令和3年4月1日より施行する。